

令和6年度 京都市 高校進学・修学支援金支給事業

生活保護受給世帯の方へ
(※私立に進学する新高校1年生の方)

＜入学支度金（新高校1年生の方）＞

京都市では、生活保護を受給している世帯で、私立に進学する新高校1年生等に対し、高等学校等での修学を支援することを目的として、入学支度金を支給しています。

2月の申請日時点で進学先の高等学校等が確定しており、追加で必要書類を提出していただいた方は、3月末に前倒しして入学支度金の支給を受けることができます。前倒し支給の詳細については、別紙をご覧ください。

※3月以降の申請については、前倒し支給の希望ができませんので、ご注意ください。

【申請受付期間】

令和6年

令和6年

2月1日（木）～4月30日（火）※ 当日消印有効

※ 前倒し支給を希望する方は、令和6年2月中に申請してください。

- ※ 窓口での受付については、休日（土日祝）は行っていませんので、ご注意ください。
- ※ 上記の申請受付期間内に申請書を提出いただけない場合、一切支給することができませんので、余裕をもってお早めに申請してください。
- ※ 不着等の郵便事故については、京都市は一切の責任を負いません。

この事業は、府市協調のもと、京都府の高校生給付型奨学金制度を取り入れた事業として実施しています

《お問い合わせ先・申請先》

京都市子ども家庭支援課分室(奨学金担当)

電話:(075)251-1123

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1

井門明治安田生命ビル3階（烏丸御池交差点南西角）

FAX (075) 251 - 1132 (FAXによる申請はできません)



対象となる方について

以下の項目のすべてに該当する世帯の高校生等で、新1年生の方

- (1) 扶養者が申請日時点での京都市の区域内に居住していること。
(2月、3月に申請された方は令和6年4月1日時点)
- (2) 申請日時点で生活保護を受給していること。
(2月、3月に申請された方は令和6年4月1日時点)
- (3) 学校教育法に規定されている下記の高等学校等（私立に限る。）に修学している（修学予定である）こと。

- 高等学校
- 中等教育学校の後期課程
- 特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）
- 学校法人が設置した専ら外国人を対象とする学校の高等学校相当課程
- 高等専門学校の第1学年

※ 通信制及び専修学校の高等課程は支給対象になりません。

- (4) 過去にこの入学支度金の支給を受けていないこと。

支給金額について

私立	全日制	110,000円
	定時制	69,000円

- ※ 入学支度金については新1年生の入学時のみで、一人1回限りの支給となります。
- ※ 同種の奨学生を受給することができる方は、入学支度金の支給金額の一部又は全額が支給されない場合があります。
- ※ この入学支度金は、収入認定の対象外となります。これにより生活保護費が減額されることはありませんが、必ず福祉事務所への収入申告は行ってください。そのほか、生活保護制度からも、入学準備や教材購入などの費用として、『高等学校等就学費』が支給されます。詳しくは、担当のケースワーカーにお尋ねください。
- ※ 高等学校等の昼間定時制課程については、全日制として取り扱います。

支給日について

申請月	支給予定日
2月中の申請（前倒し支給の方）	令和6年3月29日（金）
2月中の申請（前倒し支給ではない方）	令和6年4月12日（金）
3月以降の申請	申請受付月の翌月末日

- ※ 審査のうえ、申請書に記入いただいた口座にお振込します。支給予定日までに支給の可否を郵送で通知いたします。
- ※ 申請内容や添付書類に不備がある場合は、支給が遅れることや支給できない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ※ 支給要件に該当するかは、申請日時点の状況（2～3月に申請された方は、令和6年4月1日時点の状況）で審査します。

入学支度金の申請手続について

入学支度金の支給を受けるには、申請手続が必要です。申請受付期間内に子ども家庭支援課分室まで申請してください。同分室では、郵便による申請も受け付けております。

※ 子ども家庭支援課分室、各区役所・支所子どもはぐくみ室、右京区役所京北出張所保健福祉第一担当、伏見区役所神川出張所への持参による申請も可能です（土日祝除く。）。

《提出していただくもの》 ※3ページの注意事項も必ずお読みください。

○ 京都市高校進学・修学支援金支給申請書（生活保護受給世帯用）

入学支度金の対象要件となる生活保護の受給状況等の確認に必要となりますので、申請書の同意欄に世帯員全員の記名をお願いします。

○ 生活保護受給証明書（原本）

高校生本人を含む、世帯員全員が記載されているものを1通提出してください。

○ 在学証明書（原本）

入学前（2～3月）申請の方は、給付決定通知書に記載している期限までに提出してください。

なお、申請された学校と違う区分の学校に入学された場合や期限までに在学証明書の提出がない場合は、入学支度金の支給決定を取り消し、既に支給した入学支度金の返還を求めます。

申請書に記載した学校と実際の進学先が異なる場合は、子ども家庭支援課分室までお知らせください。

○ 振込口座のわかるもの（通帳又はキャッシュカードの写し）

○ そのほかの添付書類（必要な方のみ）

・障害者手帳の写し（障害者世帯に該当する方のみ）

・医師の診断書等（長期療養者世帯に該当する方のみ、写し可）

（前倒し支給を希望される方は、上記のほか、次の書類も必要となります。）

① 進学先の高等学校等がわかる書類の写し（合格通知書等）

② 入学金を納入したことがわかる書類の写し（領収書や振込明細書等）

※「京都市高校修学支援奨学金給付要綱第6条第1項に係る調査」に同意いただけない場合、または本市で課税状況が把握できない場合、住民票や課税証明書等の提出が必要になることがあります。

申請受付期間について

令和6年2月1日(木)～令和6年4月30日(火) ※当日消印有効

※ 前倒し支給を希望する方は、令和6年2月中に申請してください。

※ 窓口での受付については、休日（土日祝）は行っていませんので、ご注意ください。

※ 上記の申請受付期間内に申請書を提出いただけない場合、一切支給することができませんので、余裕をもってお早めに申請してください。

※ 不着等の郵便事故については、京都市は一切の責任を負いません。

提出書類についての注意事項【必ずお読みください！】

チェック

京都市高校進学・修学支援金支給申請書

- 記入例を参考に、丁寧に記載してください。
 - 入学支度金の対象要件となる生活保護の受給状況等の確認に必要となりますので、申請書の同意欄に世帯員全員の記名をお願いします。
 - 学校の種類は、以下の基準に従って○印をつけてください。
1 全日制 → 全日制
2 定時制 → 昼間定時制、夜間定時制
- ※ 通信制及び専修学校の高等課程は、対象になりません。

チェック

生活保護受給証明書(原本)

福祉事務所の発行する生活保護受給証明書（※高校生本人を含む、世帯員全員が記載されているもの）を1通添付してください。

チェック

在学証明書(原本)

令和6年4月1日以降に発行されたもの（4月1日以降に申請する場合は申請日の3か月前以内に発行されたもの）を提出してください。

入学前の2～3月に申請する方は、入学後、給付決定通知書に記載されている期限までに提出してください。

なお、申請された学校と違う区分の学校に入学された場合や期限までに在学証明書の提出がない場合は、入学支度金の支給決定を取り消し、既に支給した入学支度金の返還を求めます。申請書に記載した学校と実際の進学先が異なる場合は、子ども家庭支援課分室までお知らせください。

チェック

振込口座のわかるもの（通帳又はキャッシュカードの写し）

【2月に申請される方で、『前倒し支給を希望される方』は以下も必要となります。】

チェック

進学先の高等学校等がわかる書類の写し（合格通知書等）

チェック

入学金を納入したことがわかる書類の写し（領収書や振込明細書等）

封筒に入れる前にリーフレット等をもう一度ご覧ください。

書類に不備がありませんよう、 欄をご活用いただき、ご確認をお願いします！

◎その他、手続や制度についての詳細は、京都市子ども家庭支援課分室までお問い合わせください。

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

令和6年1月発行 京都市印刷物 第054749号